

生活圏の除染を進めています

原発事故により放出された大量の放射性物質で、多くの市民が健康への影響を心配しています。市ではこの不安を一刻も早く解消し、原発事故前の生活環境を取り戻すため、除染作業を行っています。除染によって環境中の放射性物質を低減させ、追加被ばく線量を抑えることができます。今月号では除染の取り組み状況をお知らせします。

優先地域の除染

市では「田村市除染実施計画」に基づき、24年7月から生活圏（住宅周辺）の除染作業を開始しました。



市内東部と北東部の放射線量率が高い傾向にあるため、旧緊急時避難準備区域（都路町の避難指示解除準備区域を除いた全行政区、常葉町の堀田、黒川、田代、山根行政区、船引町の横道行政区）と船引町の上移、北移、南移、中山行政区を優先地域としました。住宅をはじめ、公共施設、生活圏に隣接する山林などを重点に、除染を進めています。なお、避難指示解除準備区域の都路町第8行政区の小滝沢地区と第9行政区は、環境省が直接除染を行いました。

●優先地域の生活圏除染の進捗状況

地域	25年10月22日現在		
	戸建住宅、公共施設など計	実施箇所（作業中も含む）	進捗率
都路町（旧警戒区域を除く全域）	975	804	82%
常葉町（堀田、黒川、田代、山根行政区）	464	200	43%
船引町（上移、北移、南移、中山、横道行政区）	977	379	39%
合計	2,416	1,383	57%

●参考：避難指示解除準備区域の除染実施状況（実施主体 環境省）

地域	宅地	実施箇所	進捗率
都路町（第8行政区の小滝沢地区および第9行政区）	120	120	100%

住宅などの除染の方法

住宅などの生活圏では、地表から1メートルの高さでの事前モニタリングの結果で、0.23マイクロシーベルト以上の空間線量率が計測された敷地が除染作業の対象となります。

除染は、住宅周りの汚染されている箇所の堆積物の除去や表土の削り取りなどを行います。また、生活圏に隣接する森林では、森林との境界付近の空間線量率が低減するよう、20メートル奥までの範囲を目安として堆積物の除去を行います。その際、下草は刈りますが、樹木の伐採は行いません。具体的な方法については、個別敷地の空間線量率の状況や地形、建物の配置に基づき検討します。除染で発生した除去物は、市の仕様に基づくフレキシブルコンテナに詰め込み、一時保管所に運搬し保管します。除



染を行うには、一時保管所の確保が必要になります。保管された除去物は、27年春に供用開始予定の、国が設置する中間貯蔵施設へ搬出します。

優先地域以外の除染

本年8月に優先地域以外の市全域を対象とした生活圏等除染事業を発注しました。

市内北部の地域は、事前モニタリングと除染作業（一時保管所の設置も含む）を行います。それ以外の地域は、事前モニタリングを行います。

事前モニタリングは受託業者が訪問して住宅周辺の空間線量率を測定します。訪問する際には身分証明書を持参し、了解を得てから測定業務を行います。皆様のご理解とご協力をお願いします。



必要となる一時保管所の確保

除染を進める上での最大の課題が、除染に伴って発生する土壌や草木などの処理です。これらは最終的に国が設置する中間貯蔵施設

へ運搬しますが、整備されるまでの間、市が国の支援を得て保管場所を確保し保管するものとされています。現在、地域の皆さんの協力を得ながら、一時保管所の設置を進めています。

一時保管所の設置にあたっては、国で定めている仮置き場と同じ構造とし、安全性に十分に配慮しています。

除染にご理解とご協力をお願いします

放射性物質による影響は市内全域に及んでおり、行政の力だけで早急に除染を進めることは困難です。1日も早く空間線量率を低減させるためには、市が主体となり市民の皆さんのご理解をいただきながら、地域一体となって除染を進めていきます。

●問い合わせ

市民部 原子力災害対策課
82・1116

<本年度の作業スケジュール>

①除染作業および一時保管所施工地区
(船引町瀬川地区、美山地区、文珠地区、要田地区、常葉町西向地区、鹿山地区の生活圏および生活圏に隣接する森林、一時保管所)

工種	平成25年				平成26年		
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事前モニタリング	■	■	■	■			
除染作業				■	■	■	■
一時保管所造成			■	■			
一時保管所搬入				■	■	■	■

②事前モニタリング先行地区
(船引町船引地区、芦沢地区、七郷地区、除染優先地域および①以外の常葉町地区、大越町地区、滝根町地区の生活圏)

工種	平成25年度				平成26年度		
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事前モニタリング	■	■	■	■			

【除染の目標】

田村市除染実施計画では、環境省の特別措置法基本方針に基づき、長期的に追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト（毎時0.23マイクロシーベルト）以下にすることを目標としています。原発事故以前から、通常日本人は年間に平均1.5ミリシーベルトの放射線を自然界から受けています。このうち、自然界に元々存在する大地からの放射線量は毎時0.04マイクロシーベルト程度です。この自然界の放射線量に、家屋などの遮蔽（しゃへい）効果を考慮しながら、追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となる毎時0.19マイクロシーベルトを加算したのが、環境省が算定した毎時0.23マイクロシーベルトという数字です。この数字はあくまで理論上の計算で、実際の生活では、1日中同じ場所にとどまるわけではないため、毎時0.23マイクロシーベルト以上の地点が含まれる地域で生活しているからといって、必ずしも年間追加被ばく線量が1ミリシーベルトを超えるわけではありません。

